

○厚生労働省令第七号
 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年一月十九日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節 対象障害者の雇用義務等（第四十条の十四―第十四条）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節 削除</p> <p>第四節 対象障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節 対象障害者の雇用義務等</p> <p>（対象障害者の雇用に關する状況の報告）</p> <p>第八条 法第四十三条第七項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における対象障害者（法第三十七条第二項に規定する対象障害者をいう。以下同じ。）の雇用に關する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等（第四条の十四―第十四条）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節 精神障害者に関する特例（第三十三条）</p> <p>第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等</p> <p>（身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に關する状況の報告）</p> <p>第八条 法第四十三条第七項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（第一条の四第一号に掲げる者に限る。第九条第二項、第十五条第二項、次節第二款、第五節及び第四十五条第一項において同じ。）の雇用に關する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定</p>

（第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。の長に報告しなければならない。

（対象障害者の雇入れに関する計画）

第九条 法第四十六条第一項の対象障害者の雇入れに関する計画（以下第十一条までにおいて「計画」という。）には、次の事項を含むものとする。

- 一（略）
- 二 雇入れを予定する労働者の数及びそのうちの対象障害者の数
- 三 対象障害者である労働者の雇入れを予定する事業所の名称及び所在地並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する労働者の数及びそのうちの対象障害者の数
- 四 計画の終期において見込まれる労働者の総数及びそのうちの対象障害者の数（削る）

所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。）の長に報告しなければならない。（身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）

第九条 法第四十六条第一項の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画（以下第十一条までにおいて「計画」という。）には、次の事項を含むものとする。

- 一（略）
- 二 雇入れを予定する労働者の数並びにそのうち的身體障害者及び知的障害者の数
- 三 身體障害者である労働者又は知的障害者である労働者の雇入れを予定する事業所の名称及び所在地並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する労働者の数並びにそのうち的身體障害者及び知的障害者の数
- 四 計画の終期において見込まれる労働者の総数並びにそのうち的身體障害者及び知的障害者の数

2 | 法第七十一条第五項の規定に基づき作成する計画についての前項の規定の適用については、同項第二号中「及び知的障害者」とあるのは、「知的障害者及び精神障害者」と、同項第三号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者」と、「及び知的障害者」とあるのは、「知的障害者及び精神障害者」と、同項第四号中「及び知的障害者」とあるのは、「知的障害者及び精神障害者」とする。

3 | 計画の作成の命令は、文書により行うものとする。

（計画の実施状況の報告）

第十一条 事業主は、計画の期間が満了したときは、第九条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての計画の終期における状況を、当該計画の期間が満了した日

2 | 計画の作成の命令は、文書により行うものとする。

（計画の実施状況の報告）

第十一条 事業主は、計画の期間が満了したときは、第九条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての計画の終期における状況を、当該計画の期間が満了した日

の翌日から起算して四十五日以内に、管轄公共職業安定所の長に報告しなければならない。

(特定身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「対象障害者である者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者の数」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

第十五条 (調整金の支給)

2 前項の申請書には、機構の定める様式による報告書（その雇用する労働者の数が常時三百人以下である事業主にあつては、その雇用する対象障害者である労働者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。）を添付しなければならない。

3 (略)

画の終期における状況を、当該計画の期間が満了した日の翌日から起算して四十五日以内に、管轄公共職業安定所の長に報告しなければならない。

(特定身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 第九条から第十一条まで（第九条第二項を除く。）の規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「身体障害者である労働者又は知的障害者である」とあるのは「及びそのうちの令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、「対象障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

第十五条 (調整金の支給)

2 前項の申請書には、機構の定める様式による報告書（その雇用する労働者の数が常時三百人以下である事業主にあつては、その雇用する身体障害者である労働者、知的障害者である労働者及び精神障害者である労働者（第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項及び第四十五条において「身体障害者である労働者等」という。）の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。）を添付しなければならない。

3 (略)

(法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等)

第二十六条 法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
二 当該年度に属する各月（当該年度中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。次条第一項第二号において同じ。）ごとの初日における労働者の数及び対象障害者である労働者の数
三 (略)
2・3 (略)
(添付書類)
第二十七条 法第五十六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 (略)
二 当該年度に属する各月ごとの初日における各事業所ごとの労働者の数及び対象障害者である労働者の数
三 当該年度において雇用していた対象障害者である労働者の氏名及び当該年度中途に雇入れられ、又は離職した対象障害者である労働者の雇入れ又は離職の年月日
四 身体障害者手帳の交付番号その他の当該年度において雇用していた対象障害者である労働者が対象障害者であることを明らかにする事項

五 対象障害者である労働者の労働時間の状況を明らかにする事項
(略)
第三節 削除

第三十三条 削除

(法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等)

第二十六条 法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
二 当該年度に属する各月（当該年度中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。次条第一項第二号において同じ。）ごとの初日における労働者の数並びに身体障害者である労働者等の数
三 (略)
2・3 (略)
(添付書類)
第二十七条 法第五十六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 (略)
二 当該年度に属する各月ごとの初日における各事業所ごとの労働者の数及び身体障害者である労働者等の数
三 当該年度において雇用していた身体障害者である労働者等の氏名並びに当該年度中途に雇入れられ、又は離職した身体障害者である労働者等の雇入れ又は離職の年月日
四 身体障害者手帳の交付番号その他の当該年度において雇用していた身体障害者である労働者等が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにする事項

五 身体障害者である労働者等の労働時間の状況を明らかにする事項
(略)
第三節 精神障害者に関する特例
(法第七十条第一項、第七十一条第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数)
第三十三条 法第七十条第一項、第七十一条第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。

第四節 対象障害者以外の障害者に
関する特例

(法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所)

第三十六条 法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、対象障害者が物品製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所（在宅就業契約（同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これに類する場所を除く。）とする。
（事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準）

第三十六条の二 事業主は、次の各号に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者（法第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。以下同じ。）に対する就業機会の提供及び業務の対価の支払い並びにこれらに附帯する業務を行わなければならない。
一～五 (略)

七・八 (略)
(登録の申請)
第三十六条の三 法第七十四条の三第二項の登録の申請をしようとする法人（以下この条において「申請法人」という。）は、厚生

労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二 (略)
三 次の事項を記載した書面
イ～二 (略)
ホ 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項

第四節 身体障害者、知的障害者及び
精神障害者以外の障害者に
関する特例

(法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所)

第三十六条 法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者が物品製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所（在宅就業契約（同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これに類する場所を除く。）とする。
（事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準）

第三十六条の二 事業主は、次の各号に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者（法第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。以下同じ。）に対する就業機会の提供及び業務の対価の支払い並びにこれらに附帯する業務を行わなければならない。
一～五 (略)

七・八 (略)
(登録の申請)
第三十六条の三 法第七十四条の三第二項の登録の申請をしようとする法人（以下この条において「申請法人」という。）は、厚生

労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二 (略)
三 次の事項を記載した書面
イ～二 (略)
ホ 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項

労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二 (略)
三 次の事項を記載した書面
イ～二 (略)
ホ 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項

2 (略)
第三十六条の五 在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第八項の在宅就業支援団体が事業主に対し交付する書面（以下この条において「発注証明書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載し、これに当該在宅就業支援団体の代表者が記名押印又は署名し、交付するものとする。
一～十 (略)
十一 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項

2 (略)
第三十六条の六 在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。
一～八 (略)
九 実施業務の対象となる在宅就業障害者について、医師の診断書その他その者が対象障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けること。

十～十四 (略)
第十 書類の備付け及び保管
第四十五条 事業主は、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者である労働者について、医師の診断書その他その者が対象障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けるものとする。

労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二 (略)
三 次の事項を記載した書面
イ～二 (略)
ホ 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにする事項
かにする事項
一～十 (略)
十一 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにする事項

労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二 (略)
三 次の事項を記載した書面
イ～二 (略)
ホ 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにする事項

2 (略)
第三十六条の五 在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第八項の在宅就業支援団体が事業主に対し交付する書面（以下この条において「発注証明書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載し、これに当該在宅就業支援団体の代表者が記名押印又は署名し、交付するものとする。
一～十 (略)
十一 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項

2 (略)
第三十六条の六 在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。
一～八 (略)
九 実施業務の対象となる在宅就業障害者について、医師の診断書その他その者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けること。

十～十四 (略)
第十 書類の備付け及び保管
第四十五条 事業主は、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する身体障害者である労働者等について、医師の診断書その他その者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けるものとする。

労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二 (略)
三 次の事項を記載した書面
イ～二 (略)
ホ 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項

2 事業主は、前項の書類を当該対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から三年間保存するものとする。

附 則

(法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数に関する特例)

第四 条

法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十五の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一 法第三十七条第二項に規定する精神障害者である短時間勤務職員

二 その採用の日又は精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日(知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日)のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者(その採用前三年以内に当該国又は地方公共団体の職員を退職した者を除く。)

第五 条 前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなった者について適用する。

(法第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数に関する特例)

第六 条 法第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の厚生労働

2 事業主は、前項の書類を当該身体障害者である労働者等の死亡、退職又は解雇の日から三年間保存するものとする。

附 則

(昭和五十一年度分の調整金の支給に関する特例)

第四 条

昭和五十一年度分の調整金の支給に関する第十六条の規定の適用については、同条中「各年度の十二月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「昭和五十三年二月一日から同月二十八日まで」とする。

(昭和五十一年度分の納付金に関する特例)

第五 条

昭和五十一年度分の納付金に関する第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、第二十六条第一項第二号中「当該年度に属する各月(当該年度」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月(当該期間」と、第二十七条第一項第二号中「当該年度に属する各月」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」と、同項第三号及び第四号中「当該年度において」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの期間内において」と、同項第三号中「当該年度の」とあるのは「当該期間の」とする。

(昭和五十一年度分の納付金に関する延納の特例)

第六 条 昭和五十一年度分の納付金に関する第二十九条及び第三十条の規定の適用につ

省令で定める数は、第六条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一 法第三十七条第二項に規定する精神障害者である短時間労働者

二 その雇入れの日又は精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日(知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日)のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者(雇入れの前三年以内に当該事業主(法第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項又は第四十五条の三第一項の規定の適用を受ける事業主にあつては、これらの規定の適用を受ける当該事業主以外の事業主を含む。)の事業を退職した者を除く。)

第七 条 前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなった者について適用する。

いては、第二十九条第一項中「百万円」とあるのは「五十万円」と、「四月一日から七月三十一日まで、八月一日から十一月三十一日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和五十一年十月一日から同年十二月三十一日まで及び昭和五十三年一月一日から同年三月三十一日まで」と、同条第二項及び第三十条第一項中「その年度の初日」とあるのは「昭和五十一年十月一日」と読み替えるものとする。

(法第七十九条第一項の労働省令で定める資格を有する労働者に関する暫定措置)

第七 条

法第七十九条第一項の労働省令で定める資格を有する労働者は、昭和五十二年九月三十日までの間は第四十条に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)を卒業した者で、その後二年以上雇用管理その他の労務に関する事項(以下この条において「労務に関する事項」という。)についての実務に従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む。)を卒業した者で、その後三年以上労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの
- 三 前二号に掲げる者以外の者で、四年以上労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの